

第3回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

○ 日 時 令和3年9月28日(火) 14:00~15:20

○ 場 所 議会棟4階 全員協議会室

○ 出席者

【委員】

渡邊 博子 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、長崎 浩介 委員、
荒金 一義 委員、増田 真由美 委員、有吉 さおり 委員、
山崎 豊史 委員、葛西 満里子 委員、寺尾 康子 委員、
柳澤 和代 委員、二宮 博 委員、帆 秋 誠 悟 委員、
伊藤 英樹 委員、佐藤 善信 委員、齊藤 修造 委員
(計15名)

【事務局】

企画部審議監 広瀬 正具、企画部次長兼企画課長 小野 晃正、
企画課参事 児玉 直子、企画課公共施設マネジメント推進室長 後藤 応寿、
企画課行政改革推進室長 山口 大介、企画課広域連携推進室長 明石 雅彦、
企画課主査 高橋 和志、企画課主任 深見 千尋

【傍聴者】

なし

○ 次 第

(1) 第1回、第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会議事要旨について

(2) 成果・課題・今後の方向性を踏まえた各条の検討

- ・第5章 市民参画等(第22条~第27条)
- ・第6章 まちづくりの推進(第28条~第31条)
- ・第7章 この条例の位置付け(第32条)
- ・附 則

(3) 提言書(案)の構成について

(4) その他

< 第3回 検討委員会 >

開会 事務局	<p>大変お待たせいたしました。</p> <p>改めまして皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまより、第3回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、平本委員、三井委員から都合により欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>それではこれから議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において、委員長が委員会の議長となるとなっておりますことから、渡邊委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>皆さん、改めまして、こんにちは。本日もどうぞ忌憚のないご意見、率直なご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。座って失礼いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。</p> <p>前回の第2回検討委員会では、第21条まで議論を行いました。まずはこれまでに出了意見等々、それから市の基本的な考えについて、事務局からご説明していただいたのち、残りの第22条以降についての議論、その後の提言書案の構成について検討していきたいと考えております。</p> <p>では、本日の次第の1番目、「第1回、第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会議事要旨」について事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まずはじめに資料のご説明をさせていただきます。</p> <p>机上にお配りしております資料、1枚目が本日の議題になっております。そして2枚目が配席図、3枚目が委員さんの名簿でございます。次の頁に第1回、第2回に議論していただきました議事の要旨を付けております。次に付けておりますのが、議事の3でご議論いただきます提言書の案の構成についての資料を付けております。資料が足りない方いらっしゃいませんか。</p> <p>それでは、議事の1「第1回、第2回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会要旨」について、ご説明させていただきます。</p> <p>1枚目が第1回検討委員会でいただいたご意見、2枚目が第2回検討委員会でいただいたご意見を記載しております。</p> <p>1枚目の2番から12番までは条例の知名度向上や周知の方法について、サブタイトルなどのネーミングの提案、SNSの活用、条例の周知と併せてまちづくりへの参画も重要であり、その2つの側面で条例の理念の実現を図るべき、などのご意見をいただきました。</p> <p>資料右側に記載しておりますが、事務局の回答といたしましては、これまでもさまざまな機会を通じて条例の周知を図ってまいりましたが、新たな広報の手法について積極的に取り入れていきたい。また本条例の周知だけでなく、いろいろ</p>

ろな立場の市民がまちづくりに参加していただけるよう努めていきたいとしております。

市報やホームページの掲載だけでは、市民のみなさまになかなか知ってもらえていないという現状がありますので、現在大分市が広報で使用しているLINEやツイッターなどを活用し、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。また市民に分かりやすいネーミングやサブタイトルについても、最終的な提言をいただき、必要性があれば検討してまいりたいと考えております。

2頁目をご覧ください。2頁目の14番から25番までが第2回、前回の検討委員会でいただいたご意見でございます。

19番の所に記載しておりますが、第6条の市民の責務として「積極的に」という記載がございます。ここが「強制的」と捉えられないかのご意見をいただきました。

こちらの方が市民の責務として記載しておりますのでちょっと語調として強いように感じてしまうところがあるかもしれませんが、前回お配りしております資料4に本条例第2条の逐条解説がございますが、その解説において「それぞれの立場に応じて、様々な形でまちづくりに貢献していただくことが必要である」としております。

また第4条の（基本原則）の解説においても「全ての市民がまちづくりに参加することを原則としています。ただし、市民に対しまちづくりへの参加を強いるものではなく、あくまでも市民の自発的な参加を促すものであり、また、参加のあり方についても、その置かれた状況によっていろいろなかたちがありうるものと考えます。したがって、たとえ小さな取組であっても、市民がそれぞれのできる範囲でまちづくりへと繋がる行動を選択することが、まちづくりへの参加の第一歩であると捉えています」としておりますように、市民ひとりひとりがそれぞれの立場でできる範囲の行動をしていただくことを理念として目指して「積極的に」と記載しておるものでございます。

2頁目の23番から25番までは第20条「危機管理体制の整備等」の条文中「災害等の緊急の事態」という文言について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の情勢を踏まえ、感染症を追記してはどうかのご意見をいただきました。先日、長崎先生から法務的な観点ということで、アドバイスをいただきまして、そちらの方を補足させていただきますと、災害の定義は災害対策基本法で定められています。その定義は「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定められております。

また、感染症の定義は感染症法で定めております。この中で「新型コロナウイルス感染症」は「新型インフルエンザ等感染症」と定められており、この規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて行われております。

なお、厚生労働省が健康危機管理基本方針で定める「健康危機」は、「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害」とされております。

この第20条に記載されております「災害等の緊急の事態」のうち「等の緊急

	<p>の事態」には、災害対策基本法で定められた「災害」以外の、感染症法で定める「感染症」や厚生労働省が定める「健康危機」など、「市民の身体、生命、財産の安全性の確保が必要な事態」も含むと解釈されますことから、ご意見をいただきました新型コロナウイルス感染症や今後起こりうる未知の感染症もこの「等の緊急の事態」に含まれると考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして何かコメントですか、ご質問ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですかね。先ほど最後におっしゃってくださった感染症の定義とどうか、法律に則ったご説明がありましたか、今のご説明で大丈夫ですかね。</p>
委員	<p>分かったようで分からないような。</p>
委員長	<p>結論としましては、この「災害等」の「等」中に感染症も今回の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等々含めているので、改めて第20条に追加するまでもないということですがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>条文では十分に読めるというような事なのですが、私の個人的な意見としては、あまりいろいろ追加するのは、条例としてはどうなのだろうかということがあります。それこそ挙げていったらきりが無いというところがあります。感染症もそうですし、あるいは武力攻撃事態も考えられますので、そういったことを全て盛り込んでいくと、かえって条例のストレートさが損なわれるのではないかと思います。また、第20条の見出しのところには危機管理体制という概念があり、そこで市民の身体とか健康とかそういうものに影響を及ぼす事態が含まれていることは、本文中あるいは見出しから明らかですので、今の段階ではあえて入れる必要はないのかなと私の意見です。</p>
委員長	<p>いかがでしょう。他に何かそのことに関しましては。</p>
委員	<p>第20条に限定することではないと思うのですが、今、災害等の「等」に感染症が含まれるならば、逐条解説を更に充実していただくということで、市民に対してさらに分かりやすくなるのではないかと思います。また提言にもその旨をきちんと書いていただければ伝わりやすくなると思います。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>逐条解説と提言の2か所に、ということでよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>条項の改正というより、やはり逐条解説のところで定義を説明することによって、より具体性が出てくるかと思いますが、どうでしょうか。</p>

委員	<p>今コロナで大変なことが起こっている状況にもかかわらず、何もコロナに触れないというのも、市民の皆さんたちにとってどうなのかなと思います。条例の中でもなく逐条解説の中でもよいので入れた方がより身近になるのではないかなと思います。以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。 逐条解説ですとか、そういう所に入れるというご意見でいいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の新型コロナウイルス感染症は市民の皆さんの生活や経済に多大な影響を及ぼしておりますので、皆さんにまとめていただく提言に記載いただければ、市で対応を検討させていただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。そのような形で進めていただければと思います。 他に何かこれまでの第1回、第2回を通じてご意見・ご質問はよろしいですか。 それではですね、次にまいりたいと思います。 議事(2)番目「成果・課題・今後の方向性を踏まえた各条の検討」につきまして、まずは「第5章市民参画等」に関しまして、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、大分市まちづくり自治基本条例について、行政として進めてきた条文に基づく取組とその成果・課題・今後の方向性を、前々回お配りしました資料4「令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について(逐条解説と規定に基づく取組)」に沿ってご説明させていただきます。 皆さん、資料はお持ちでしょうか。若干ですけど、資料をお持ちしておりますので、もし本日お持ちでなければ手を挙げていただければ。 それでは資料の40頁をお開きください。 「第5章 市民参画等」では、第22条「市民参画」から第27条「審議会、懇話会等」まで、協働の推進などについて定めています。 第22条(市民参画)について、でございます。 市民参画について述べており、第4条の(基本原則)に規定する「市民総参加の原則」を実現するための規定です。行政として、市民がまちづくりに参画できる機会の確保や、その仕組みを整備するとともに、そうした仕組みについての周知を図ることを規定しています。 「第22条(市民参画)に関する取組成果の検証」(進捗内容)の41頁1項目目に記載しておりますとおり、市内で活動する市民活動団体の活動を支援するため「あなたが支える市民活動応援事業」を実施するとともに、下から3項目</p>

目に記載しております、将来の地域の将来像をまとめた「地域まちづくりビジョン」を平成30年7月に提言として受け、令和元年度からは、ビジョンの具現化に向けて地域と行政が意見交換を行う「地域まちづくりビジョンフォローアップ会議」を開催するなどこれまでも本条に基づき市民がまちづくりに参画する仕組みを整備してきたところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、地域まちづくりビジョンフォローアップ会議を通じた地域と行政の意見交換や、「あなたが支える市民活動応援事業」、各種施策に関する住民説明会等を実施することで、市民がまちづくりに参画できるようにするための体制づくりに努めてきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も引き続き、地域まちづくりビジョンフォローアップ会議や市民説明会等を通じて、地域と行政が情報共有、課題等の把握を行うことで、市民がまちづくりに参画する権利を尊重し、各事業を推進してまいりたいと考えております。

大分市地域まちづくりビジョンについて、補足のご説明をいたしますので、前回お配りいたしました大分市地域まちづくりビジョン概要の資料をご覧ください。

まず（１）事業目的でございます。

福祉や教育など市民の身近な施策の充実や地域コミュニティの活性化などさまざまな課題の解決には、行政が市民の意向や地域の実情を的確に把握し、市政への反映に努めることが重要であることから、市内13地域において、各地域の代表者等で構成する「地域ビジョン会議」を設置し、それぞれの特性を踏まえた「地域まちづくりビジョン」として提言を受け、個性を活かした魅力ある地域づくりの推進を進めております。

（２）策定地域でございますが、本庁管轄5地域、支所管轄8地域、計13地域でございます。

（３）策定にかかわった人数は、2,097人、

（４）策定までの経過といたしましては、平成29年5月から各地域で議論を深めていただき、アンケート調査を経て、平成30年7月2日「地域まちづくりビジョン」を策定および報告、平成30年10月から市内13地域において地域まちづくりビジョン市民報告会を開催したところでございます。

（５）地域まちづくりビジョンの概要でございます。

1. 内容は、地域の特性や実情、課題、魅力等を整理し、まちづくりのコンセプトとなる「地域の将来像」や「提言」、提言を実現するための「提案事業」を市内13地域ごとにまとめており、各事業の実現に向けては、「行政に望むこと」「地域でできること」「私たちができること」といったそれぞれの役割分担を行っております。

2. 提言数等は、市内13地域の合計で、提言数が43、提案事業数が170にのぼっております。主な提言としては、「地域コミュニティ活性化について」「地域の安全・安心について」「地域の魅力発信について」などそれぞれの地域の実情に応じた提言がなされています

（６）策定後の取組としては、令和元年度から、地域まちづくりビジョンフォローアップ会議を開催し、それぞれの進捗状況の報告、今後の進め方や課題について情報共有、意見交換を行っております。また「ふれあい市長室」において、

地域活動を行う団体と市長との意見交換を行っております。

それでは資料4の方に戻りますので、42頁をお開きください。

第23条（協働の推進）について、でございます。

ここでは、市民、議会及び市長等が目的と情報を共有しながら、お互いの理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組むことを規定しています。あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるという観点から、努力目標というかたちで規定しています。

また、市民の自主性と自立性に対する市長等の配慮が必要であることを規定しています。

「第23条（協働の推進）に関する取組成果の検証」（進捗内容）の1項目目に記載しております、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」や2項目目に記載しております「ご近所の底力再生事業」において、自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図ったところでございます。

44頁をお開きください。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、自治会等が主体的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりへの事業を支援することで、地域の交流・連帯感が深まり、自主的・自立的な地域活動への意識が市民に浸透してきている一方、少子高齢化の進展により、地域活動への参加者の減少や、地域活動の担い手不足が課題となっているところでございます。

「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も継続して各事業を実施することで、地域住民の活動に対する更なる意識の醸成を図り、市民との協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

45頁をお開きください。

第24条（市民提案）について、でございます。

市民の提案を市政に反映させることについて述べています。これは、第9条（市長の基本的役割と責務）第4項及び第5項に定める内容を具体化する規定の一つです。

「第24条（市民提案）に関する取組成果の検証」（進捗内容）の1項目目に記載しておりますとおり、市民から政策提言を受け付ける「あなたのアイデア提案制度」の実施や2項目目に記載しておりますとおり、市長が校区等に出向き市民と意見交換を行う「ふれあい市長室」を開催するとともに、3項目目に記載しておりますとおり、市の担当者が市民の依頼に基づき、地域に出向いて施策の説明等を行う「まちづくり出張教室」などを通して、各種情報を積極的に提供するよう努めてまいりました。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、ふれあい市長室やまちづくり出張教室等を通じて、市政に関し意見交換を行う中で、市民と相互理解を深めてきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も引き続きふれあい市長室等を通じて、市民からの意見をお聞きするとともに、市報やチラシ等でさらにまちづくり出張教室等を周知し、また参加者の意見集約に努め、継続実施してまいりたいと考えております。

47頁をお開きください。

第25条（市民意見の聴取）について、でございます。

重要な政策等の立案に際しては、広く市民意見を聴いて行うべきことを述べており、具体的には、パブリックコメント手続を実施することを規定しています。

「第25条（市民意見の聴取）に関する取組成果の検証」（進捗内容）に記載しておりますとおり、重要な政策等の立案、各施策の検証にあたっては、本条に基づき、あらゆる機会を利用して市民意見等の聴取を行ってまいりました。

50頁をお開きください。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、各施策の検証に当たっては、パブリックコメント等を実施するなど、本条に基づき、あらゆる機会を利用して市民意見等の聴取を行ってきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、計画・条例等を立案する過程で、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促し、公正で開かれた市政を推進するため、パブリックコメントの適正な活用を図ってまいりたいと考えております。

51頁をお開きください。

第26条（住民投票）について、でございます。

市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民が意思決定に参加することができる制度である「住民投票」について定めています。

52頁をお開きください。

これまでの実績がないため、「第26条に関する取組成果の検証」は記載なしとしております。

53頁をお開きください。

第27条（審議会、懇話会等）について、でございます。

まちづくりを進めるに当たり、法令の定めにより設置する審議会や、必要に応じて設置する懇話会等について述べています。

本市では、既に多くの審議会、懇話会等を設置し、広く市民の意見を聴くこととしていますが、これまで以上に市民の意向を的確に市政へ反映させるため、市民の幅広い層から委員を選任するよう努めるほか、会議の内容についても可能な限り公開することを規定しています。

「第27条（審議会、懇話会等）に関する取組成果の検証」（進捗内容）の54頁の上から7項目目に記載しておりますとおり、「第8期大分市スポーツ推進審議会」を設置し、構成委員の一部の一般公募を行うとともに、3項目目に記載しておりますとおり、「大分市行政評価・行政改革推進委員会」設置し、市民委員を公募し、2名を選出し、ご意見をいただいたところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、総合計画をはじめとする各種計画の策定及び施設整備等に関して、広く市民の意見を反映することを目的に、各種審議会や検討委員会を設置してきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も重要な施策の立案等に当たっては、公募により市民の幅広い層から必要な人材を選任し、広く市民の意見を聴いてまいりたいと考えております。

第22条から第27条までの説明は以上でございます。

<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、第5章につきましてご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。先ほど事務局からまとめてくださった、第1回の時の議事要旨のところ特に第22条に関しては、いろんなご意見が出ていると思います。改めてこれを踏まえたご意見ですとか、あるいは新しい側面からご意見、ご質問等お願いできるとありがたいです。</p> <p>いかがでございましょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>この部分は、自治会に関係がある部分です。1%応援事業においても、まちづくりビジョンにおいても、13地区の方で粛々と進めており、進捗状況は行政の方がご存じのとおり上手くいっていると思っております。</p> <p>また、ご近所の底力事業についても地域住民の福祉、それからいろんな交流に繋がり、素晴らしい進捗状況、成果を上げていると思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>これから先を見据えたときに、何か課題がありましたら、一言お願いできるとありがたいです。</p>
<p>委員</p>	<p>ここの部分に書いてありますが、参画をする人の高齢化が課題だろうと思います。若い世代の人には、地域で活動している人の背中を見ていただいて、後の後継者として続いていただければと思っております。課題はたくさんありますがここで終わります。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>成功事例をいろんな所で広めていただければと思いますし、今のできる人ができるときにできることをやるというスタンスは、とても大切だと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>いかかでしょうか。</p> <p>社会福祉というか、この福祉の分野に関しての何か第22条、第23条の辺りのお考えと言いますか、何か課題や問題がありましたら、少しお話いただけるとありがたいのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>社会福祉法において、社会福祉協議会というのは、地域福祉の推進を図ることを目的として、話し合う団体ということで位置付けられております。</p> <p>今45校区社協がございまして、その中で高齢者のサロンとして約300、そして子ども子育てサロンして34ぐらい実施しております。社会福祉協議会としては、そういう団体に対しての支援や助成はさせていただいているのですが、あくまでそれぞれの団体が主体的に活動を行っているところでございます。その中でやはり問題になるのは、担い手づくりでということで、今日も地域づくり推進委員会の研修委員会を実施しておりますが、そういう活動を通しながら地域における活動をしていただく担い手を発掘する、また継続するように今取組を進めているところでございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>

副委員長	<p>いかかでしょうか。何かご意見がありましたら、副委員長いかがでしょうか。</p> <p>私は今一番実践する立場にいるわけですが、やはりお話に出ていますように、後継者の問題を感じます。自治会連合会長と社協会長はとても積極的な方なのですが、なかなかそういう人材がないということです。それから一番市に言いたいことですが、私色々な活動をやって思うが報告書についてです。とっても複雑なのです。市への提出書類をもう少し簡単にやっていただけると、活動する方ももっと気軽に活動できるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の方から何かご回答なり、ご意見ありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>副委員長におかれましては、校区社協の方でふれあいサロン活動など、地域福祉の推進にご協力いただき本当にありがとうございます。荒金会長におきましては、まちづくりビジョンをはじめ、自治会活動、防犯パトロールなど、様々な活動を実施していただいて、大変感謝しております。この場をお借りしましてお礼申し上げます。</p> <p>先ほど副委員長からご指摘がありました、書類が複雑という意見についてですが、大分市では、書類の簡素化や電子化に取り組んでおります。なかなかすぐには進まないと思うのですが、ちょっと一歩ずつ進めるように努力しておりますので、あたたかく見守っていただければと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>地域の若手とのコミュニケーションのあり方や手続の問題も出てきたと思いますが、それ以外で何かございますか。</p>
委員	<p>例えば、第24条のあなたのアイデア提案制度や第25条のパブリックコメントについてですが、こうした制度や手続を一般的な市民の方は、あまり認識されていないと思います。そのため、市民に対する分かりやすい解説等も必要になるのではないかと感じました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の話に関連して、もしよろしかったら一般公募の委員にお伺いしたいのですが、あなたのアイデア提案制度やパブリックコメントについて、実際に市民生活の中で感じたり、認識があったりなどするのでしょうか。率直にところを教えてください。</p>
委員	<p>お恥ずかしい話、この会議に参加にさせていただくようになって初めてこういった言葉とか市民との意見交換会のようなことをしていらっしゃることを知りました。この条例を周知してもらうことは大事なのですが、この条例に基づいてどのような活動をしているのかということと併せて周知するとよいのではないかと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>とても大事なご意見をいただいたかと思しますので、是非そこは盛り込んでいただければと思います。1回目のときに出た条例の周知というご意見に併せて、具体的にこんな活動をしていますということをお示しいただければと思います。</p> <p>パブリックコメント等をあまり知らないという意見については、おそらく多くの市民の方々が同じように思っているかと思しますので、是非周知を徹底していただければと思います。</p> <p>あとはいかがでしょうか。逆に周知の仕方などでこういうのがありますというようなご意見がありましたら、お知らせいただけたらと思うのですが。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>地域活動につきましては、荒金委員から後継者の問題の発言がありましたが、実際に第1回の議事要旨にもありますように、やはり自治会長でありますとか地域の役の方に負担が集中しているような実態があらうかと思しますので、後継者をどういう風に育てるのかというところが課題で、そこを市が戦略的に取り組んでいただければと思っております。</p> <p>具体的にはですね、PTAというのが1つの地域活動の入り口になると思いますので、そう言ったところから後継者を育てていくようなことをシステムティックにやっていく仕組みができればいいのではないかと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>PTAへの参加については、声のかけ方もいろいろあらうと思います。そして大事なものは地域、学校、PTAの横の繋がりをうまくする必要があります。これについては地域によって温度差があるだらうと思います。とにかく必要なことは、何事も顔が見える関係を築くということです。いけいけどんどんというように形で行って地域を知ってもらうことで会話が弾んでくると考えています。</p> <p>僕は、何よりも行動が重要だと理解しております。間違っていたら軌道修正してまた新たに一歩ずつ進めばいいじゃないかと思っております。いいか悪いか分かりませんが私の意志です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さんにうまく波及していけばいいと思うのですが。なかなか難しいですね。やる気がある方が地域に1人、2人いらっしやると本当にありがたいことではあると思います。</p> <p>早期の課題だと思うのですが。はい、ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>はい、それでは続きまして、第6章にいきたいと思います。</p> <p>「第6章 まちづくりの推進」につきまして、事務局からご説明お願いいたします。</p>

事務局

それでは53頁をお開きください。

「第6章 まちづくりの推進」では、第28条の「都市内分権」や第29条の「地域コミュニティ」など、本市の自治を推進するに当たり、非常に重要な事項について定めています。

まず、第28条（都市内分権）について、でございます。

「都市内分権」とは、市民により身近なところで市の事業を行うべきであるという考えに基づき、行政が持つ権限や財源を本庁から支所等へ移すことや、行政が行っている事業のうち地域において主体的に行うことが望ましいと考えられるものについて、その権限や財源を行政から地域へと移すことなどをいいます。

ここでは、地域が一定の権利等を担った上で責任ある地域づくりを行っていくべきという都市内分権の考え方にに基づき、都市内分権の実現に向けた取組を進めていくことを規定しています。

57頁の「第28条（都市内分権）に関する取組成果の検証」2項目目に記載しておりますとおり、毎年度、概ね小学校区単位を活動範囲とする自治会や公民館、民生・児童委員協議会など、地域の様々な団体を構成される「まちづくり協議会」に対し、一定の権限や財源を付与することで、地域自らが主体的に課題解決に取組、自主・自立的なまちづくり活動の促進を図るため「地域づくり交付金事業」を実施しているところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、まちづくり協議会を構成する各団体が互いに補完し、原則自由な裁量で活用できる「地域づくり交付金」を有効に活用し、独自事業を積極的に行うなど、地域の自主的かつ自立的なまちづくりの取組が促進されているところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、本事業がより多くの校区で活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

58頁をお開きください。

第29条（地域コミュニティ）について、でございます。

市民や地域が主体となったまちづくりの取組を推進する上で重要な役割を担う地域コミュニティと市長等との関係について述べています。

この条例においては、自治会や子ども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体はもちろん、NPO、ボランティア団体などについても、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては「地域コミュニティ」に含むこととしています。

ここでは、まちづくりの推進に当たっては、市長等との協働により、地域コミュニティが有する地域力が最大限に発揮されるべきであること、地域コミュニティの意見を市政へ反映させるよう努めること、複数の地域コミュニティ間の調整に対する必要な支援を行うべきことを規定しています。

59頁をお開きください。

「第29条（地域コミュニティ）に関する取組成果の検証」（進捗内容）2項目目に記載しておりますとおり、都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊事業」を行ってまいりました。また3項目目に記載しておりますとおり、地域の

担い手の育成・確保を支援し、地域コミュニティの活性化を図るため、「地域コミュニティ創造事業」を実施してきたところです。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、住民の地域活動への関心を高め、地域の担い手の育成・確保を支援する「地域コミュニティ創造事業」や、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指す「地域おこし協力隊事業」、「ふるさと団地元気創造推進事業」等を通じて地域コミュニティの活性化に取り組んできたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、少子高齢化や人口減少が進む中、「地域づくり」や「まちづくり」を進めていくには、その基盤となる地域コミュニティの持続的な発展が不可欠であるため、引き続き、住民の地域活動への関心を高め、地域を担うリーダーの育成や担い手の確保を支援してまいりたいと考えております。

61頁をお開きください。

第30条（連携及び協力）について、でございます。

まちづくりを進める上で、大分市の単独で取り組むことが難しい広域的な課題の解決や、国際化社会に適応したまちづくりを進めるために必要な事項を述べています。

まちづくりを進める上での課題について、国、県、他市町村との連携により解決に努めることや、友好都市、姉妹都市等との国際交流により、海外の都市が持つ情報や知識を友好に活用することを規定しています。

62頁をお開きください。

「第30条（連携及び協力）に関する取組成果の検証」（進捗内容）1項目目に記載しておりますとおり、国が示す連携中枢都市圏構想に基づき、本市を含む周辺の7市1町と31の基本連携項目について連携協約を締結し、平成28年3月に「大分都市広域圏」を形成したところです。この中で、「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3分野において、令和2年度までに49の連携事業を実施することで、人口減少社会にあっても活力ある社会経済を維持する取組を進めているところでございます。

64頁をお開きください。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、「大分都市広域圏」や「愛媛・大分交流市町村連絡会議」等により近県自治体との連携も図るなど、市単独で取り組むことが難しい課題について取組を進めてきたところであり、「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、引き続き、県や周辺自治体等あらゆる主体との相互の特徴を生かした連携を図ることにより、まちづくりを進める上での課題の解決に向け、より効果的に努めてまいりたいと考えております。

大分都市広域圏について、補足の説明をいたしますので、前回お配りいたしましたA3の「大分都市広域圏について(概要及び主な事業実績)」をご覧ください。

皆さん資料お持ちでしょうか。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

大分都市広域圏とは、人口減少・少子高齢化社会にあっても、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携することで、活力ある社会経済を維持するための拠点形成するものとして、国が「連携中枢都市圏構想」

を提唱したものです。

この構想に沿い、平成28年3月に大分市を中心市として、別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町とそれぞれ、31の基本連携項目について、連携協約を締結し、「大分都市広域圏」を形成いたしました。

さきほど3分野において、49の連携事業を実施とご説明いたしましたもののうち、主な事業実績について記載しております。

左側2番目に記載しております「大分都市広域圏観光PR事業」でございます。大都市圏で開催する観光物産展において大分都市広域圏の各自治体と連携し、観光資源や物産品のPR等を実施することにより大分都市広域圏の情報発信と誘客促進を図ってまいりました。令和元年8月にJR新宿駅西口イベント広場で「おおいた観光物産展」を2日間開催し、約32,000人の方にご来場いただきました。

右側1番上に記載しております、「消防指令業務の共同運用」でございます。消防指令業務の共同運用を行うことで設備・運用に係る財政・人員負担の軽減に加え、災害情報・活動情報の一元管理による相互応援の迅速化等を目指すものです。圏域市町を含む全県1区で、令和6年4月の稼働を目指しております。

資料4の65頁に戻りください。

第31条（多様な文化の尊重等）について、でございます。

多様な文化の尊重ということで、文化や価値観が異なる人も、相互理解のもと、地域社会の一員として迎え入れることができる環境の整備に努めなければならないことを規定しています。

「第31条（多様な文化の尊重等）に関する取組成果の検証」（進捗内容）2項目目に記載しておりますとおり、県内留学生を幼稚園や保育所（園）、こども園等に派遣し、英語を使った歌やゲームを一緒に楽しみながら国際交流を行う「おでかけENGLISH～留学生と英語で遊ぼう～」を実施するとともに、66頁5項目目に記載しておりますとおり、人権啓発センター（ヒューレおおいた）において、特別展を11回、リーダー養成講座を10回、小・中学校児童生徒対象の体験学習を37回、企業研修を2回実施し、人権教育・啓発の促進を図ってきたところでございます。

「成果・課題」に記載しておりますとおり、各種研修や講座・交流・イベント等を通じて人権教育・啓発や市民の国際意識の醸成を促進し、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することのできる社会づくりを進めてきたところであり、

「今後の取組の方向性」に記載しておりますとおり、今後も人権教育・啓発の促進や多文化共生を推進し、全ての市民が地域社会の一員として支え合い、多様な文化や価値観を尊重しながら、持てる力を最大限に発揮できるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

第28条から第31条までの説明は以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。

ただいまご説明第6章につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

委員	<p>第31条の多様な文化の尊重等のところなのですが、私は6年間とある商業施設に勤めておりまして、外国人に対する接客もしてきました。コロナ禍になって観光客の方はほとんどいらっしゃっていないので、滞在している方がほとんどだと思うのですが、私たち市民は、こうした外国人を地域社会の一員として相互理解のもと迎え入れることができているのかなということを感じました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のご意見、あるいはご質問も含まれているのですが、事務局からご回答いただけるとありがたいです。</p>
事務局	<p>まず、外国人に対する多様性の理解等については、先ほど申し上げましたおでかけイングリッシュ等の取組を通じて、子どもの頃から外国籍の市民、学生等と交流することで、多様性を取り入れられるような人格形成がされるよう取組を進めております。</p> <p>また様々な差別に対する取組として、ホルトホール大分の中にヒューレ大分という施設が入っております、そこでワークショップや研修を行うことで差別のない社会を目指して取組を進めているところです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>大分市では現在約3500名の外国人がおられます。というのも先般土曜日、外国人との交流会を初めて地域の校区で行いました。こうした交流会は1人ではできません。大分市の関係課の方々にアドバイスを聞きながら開催しました。この校区には外国人が60数名おり、参加したのは11名でした。1回目としては素晴らしかったと思います。</p> <p>一番びっくりしたのは、大分弁以外は、普通に日本語が全部分かるということです。おかげで難なく国際交流を行うことができ、素晴らしい1時間の交流会になりました。</p> <p>条例で多様な文化の尊重を謳っていることは大変素晴らしいことじゃないかなと思います。また、行政にお願いしながら交流を行い、同じ地域で一緒に生活していきたいと思っています。</p> <p>話は変わりましたが、第28条についてですが、まちづくりの推進というのがあります。確か昨年までの「まちづくり協議会」の数が18だったと思いますが、これによって小さなコンパクトシティのようなものが地域にできます。行政へのお願いになってしまうのですが、分かりやすく、もうちょっと丁寧な形でまちづくり協議会に対する説明をしていただければ、数をもっと増えていくと思います。</p>
委員長	<p>今のご意見につきましていかがでしょう。</p> <p>ご回答できると有難いですが。</p> <p>お願いいたします。</p>

委員	<p>委員がいらっしゃる校区は地域づくり交付金事業を受けられておりました、率先してこの活動に取り組んでいただいております。現在20校区に活動が広がっております、これは総合計画の中で、より校区数を増やすということが目標として掲げられております。私ども市民部に市民協働推進課という課がございます、そちらの方で今地域の方にいろんな説明をさせていただいております。この交付金事業を活用すると地域の皆さんで使えるお金に関して、それぞれの補助金で単体で貰っていたものを合算してもらえようになり、この中でご自由に活用いただくことが可能となります。これにより、資金の運用が柔軟にできるようになったというようなお声を聞いております。ただ先ほどからご意見がありましたが、地域活動の担い手がなかなか見つからないということと、高齢化が進んでいるという状況がございます、更には、この2年間はコロナによって地域活動が思うようにできないという状況が続いております。今私どもの方の職員が一生懸命頑張ってお働きかけをしておりますが、なにぶん人が集まること自体が難しい状況でございますので、引き続きコロナ禍を見据えてしっかりと進めてまいりたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>多様性の部分で、どのように皆が思っているかということ、外国の方々との交流の仕方に関する具体的事例を挙げていただきました。ありがとうございます。</p> <p>第28条の所で違った視点からお伺いしたいのですが、まちづくり協議会はいろんな団体関わっており消防団も入っております。そこで、消防団としての関わり方で、何か見えていたもの、これからの課題を教えていただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>消防団についてですが、私たち女性分団だけではなくて、大分市消防団という組織の活動自体がどういうものなのかというのが、あまり分かっていない方が結構いらっしゃるの、もう少しそこをアピールできたらと思います。</p> <p>また、やはり若い方が入ることが少ないので、そういう所を踏まえて、もう少し皆に分かりやすい活動の周知を行えたらいいかなと思います。</p>
委員長	<p>今のご意見につきましていかがでしょう。事務局から何かご回答がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>市で行っている様々な事業の周知が行き届いていないという所があると思います。今まで市報を中心にPRしてきたところですが、それ以外の様々な手法を使ってPRして行きたいと考えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>都市内分権ではないと思いますが、関連したようなことかなと思ったので発言させていただきます。最近色々な活動ができにくくなり、人が集まることが</p>

	<p>難しくなっている中で、ガールスカウトの子どもたちが、手話講座を自分たちでやりたいと話してきました。そこで手話通訳の方を講師に招こうとしたら結構お金がかかることが分かりました。検討を重ねていたところ、偶然市報でノーマライゼーション事業が見つかり、今ZOOMで手話講座を6回シリーズでやっています。今回は偶然分かったのですが、もっと市が行っている支援や事業を市民に分かりやすいように明文化くださるとよいかと思います。もっと分かりやすくホームページ等に載せてくれると嬉しいなと思います。以上です。</p>
事務局	<p>はい、ノーマライゼーション事業ですけども、今年度から実施している事業でございます。早速使っていただいております。</p> <p>この事業は、令和3年8月以降の事業について6月に募集をかけたものです。障害福祉課が実施しておりますので、障がい者施策でもありますけど、それ以外の様々なノーマライゼーションも推進しようということで実施している事業でございます。</p> <p>また、市ホームページについてですが、現在A Iのチャットで回答するような機能がございますので、そういった機能をご活用いただきながら、必要な情報をお探しいただくと大変ありがたいと思います。</p>
委員長	<p>情報はお電話でも何でも。</p>
委員	<p>係の方もとても親切にしてくださったので、お陰様でできました。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>大分都市広域圏の事業を聞いておりますと、本当にお恥ずかしいと思うのですが、私はこの事業についてよく知りませんでした。私の地域ではまちづくりの活動を積極的にしていますが、ちょっと外に目を向けますと、全く知らないことばかりです。どうしたら皆さんに必要な情報の徹底ができるだろうかと考えたときに、一番はやはり市報だと思います。特にインターネットが不得意な人が多い高齢者もいますので、やはり市報が一番効果があると思います。そのため、大分市の市報自体をPRする方法、もっと皆が知る方法を考えてほしいと思います。</p> <p>大分市が行っていることを恥ずかしながら知らないことが多くて、こんなにたくさんの方のことをやっていることについて逆に感心しました。</p>
事務局	<p>大分都市広域圏は平成28年に開始し、これからどんどん広がっていく事業ですので、これからは皆さんの目に触れる機会も増えるのではないかなと思います。また、広報について、市報はもちろん皆さんにお配りしておりますけど、それ以外の手法についても検討していきたいと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>何か適切なアドバイスがありましたら是非お願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>多様な文化の尊重について、資料の取組成果の検証部分ですが、今のところ定住外国人を重点的に取り組んでおられるというような印象を受けたのですが、この第31条は人権に関する取組もありますので、今の記載では人権という所が読みにくかったかなと印象は持ちました。</p> <p>それから、今後についてですが、昭和の時代から令和にかけて人権啓発の概念が大幅に広がり、テーマも広がってきておりますので、そういったところに視野を広げていっていいのではというような感想を持ちました。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご回答をよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>人権に関する取組は主にヒューレ大分で行っております。ホルトホールの1階にありまして、絵画展やワークショップ等、様々な取組を行っているところでございます。男女共同参画という観点で行きますと、大分男女共同参画センターがございまして、LGBTやDV等に関する取組も実施しております。こうした大分市の取組に対する周知が課題だと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>すみませんちょっと予定の時間を過ぎてしまっておりますので、第6章につきましては、一旦切りたいと思いますが、</p> <p>それでは続きまして、第7章の附則につきましてご説明を事務局からお願い申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>67頁をご覧ください。</p> <p>「第7章 この条例の位置付け」でございます。この条例の位置づけでは、この条例の最高規範性について定めています。</p> <p>第32条は、本条例が本市における自治の最高規範であることを明記するとともに、市民、議会及び市長等は、本条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないことを規定しています。</p> <p>68頁をお開きください。</p> <p>附則では、平成24年4月1日からの施行であること、また、本条例の規定が常に時代の流れに沿った内容に保たなければならないことを前提として、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに市民意見を聴いた上で内容の検討を行い、その結果次第では条文の改正を行うことを規定しています。</p> <p>この条例の位置付けと附則の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。どうもありがとうございます。今のご説明につきまして、ご質問やご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>自治の最高規範ということで位置付けられております。</p> <p>よろしいですかね。また最後何かありましたらお願いいたします。</p> <p>それではですね、議事の(3)「提言書(案)の構成」につきまして、事務局からご説明お願い申し上げます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、令和3年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言(案)をご覧ください。</p> <p>1枚めくっていただきまして、目次を添付しております。</p> <p>まず、「1 はじめに」として、まちづくり自治基本条例のこれまでの経緯などを記載いたします。</p> <p>次に、「2 検証にあたっての視点と進め方」として、条例の検証に当たってはどのような視点に立ち、どのように検証を進めたかを記載いたします。</p> <p>次に、「3 検証の結果」を記載いたします。</p> <p>「(1) 条例の見直しに関する事項」と「(2) 条例の運用に関する事項」の2つの事項に分け、これまで行われてきた委員のみなさまの議論を踏まえ、検証の結果を記載いたします。</p> <p>最後に、「4 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要」といたしまして、「(1) 開催状況」、「(2) 委員名簿」、「(3) 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱」を添付いたします。</p> <p>こちらは現時点での案でございます。</p> <p>本日の議論を踏まえまして、また構成を考えさせていただきたいと思っておりますので、若干構成が変更になる可能性もありますので、ご承知おきください。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>特に2番、3番のところに、皆様のご意見が関わってくるのかと思うのですが、条例の見直しについては、今のところは出てきていない認識を持っていますので、特に記載することはないと思います。運用に関しては様々なご意見がありましたので、そこはまた整理をしていただきながら、併せて目次の構成を考えてもらえればということと、ご意見は積極的に取り入れていただければと思っているのですが、皆さまいかがでしょう。</p> <p>この構成案で、まず進めていただきながら、次回詳細なものを作ってくださいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>あとは全体を通じて何かございましたら。ありましたらひと言でも。</p>
<p>委員</p>	<p>市民の皆さんがこんなに多くの地域の方々が密にまちづくりを行っていることをあまり知らないことが課題で、これをどのように宣伝したらいいかということ、考えていく必要があるのかなと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、その通りだと思います。ありがとうございます。</p> <p>これをいかにアピールして、取組の成果を皆さんに知ってもらうか、是非事務局の方でもいろいろご提案をしていただけるとありがたいと思っております。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>何かありましたら。よろしいですかね。</p> <p>それでは、最後の議事(4)「その他」につきまして事務局からご説明何かあ</p>

	<p>りましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日議事（４）その他については、特にございません。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、これで事務局にお返しいたします。 皆さま本当にどうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>はい。渡邊委員長さん、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましても、大変ありがとうございました。次回につきましては事前に調整させていただきましたとおりですね、11月1日月曜日10時30分から、市役所の8階の大会議室で開催予定となっております。正式な開催通知については後日です。事務局より送らせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 本日は大変ありがとうございました。</p>